

【朝日地域】体育施設使用料改定価格 一覽

単位：円

施設名等		現 行			現行使用料	(R8.10.1~) 改正使用料	
		区 分		単 位			
鶴岡市朝日 スポーツセンター	専用使用	運動場	アマチュア スポーツ	入場料金を徴収 しない場合	高校生等以下	260	330
				入場料金を徴収 する場合	その他	520	670
			アマチュア スポーツ以外	入場料金を徴収 しない場合	高校生等以下	520	660
				入場料金を徴収 する場合	その他	1,040	1,340
			照明設備	全灯	780	990	
				2分の1灯	1,560	2,010	
			体育館 アリーナ	アマチュア スポーツ	入場料金を徴収 しない場合	高校生等以下	1,300
		入場料金を徴収 する場合			その他	2,600	3,350
		アマチュア スポーツ以外		入場料金を徴収 しない場合	高校生等以下	3,200	4,160
				入場料金を徴収 する場合	その他	1,600	2,080
		営利目的		入場料金を徴収 しない場合	高校生等以下	230	300
				入場料金を徴収 する場合	その他	680	880
		照明設備		入場料金を徴収 しない場合	高校生等以下	460	600
			入場料金を徴収 する場合	その他	1,360	1,760	
	第1～第3会議室	体育レクリ エーション室	アマチュア スポーツ	入場料金を徴収 しない場合	高校生等以下	460	600
				入場料金を徴収 する場合	その他	1,360	1,760
			アマチュア スポーツ以外	入場料金を徴収 しない場合	高校生等以下	920	1,200
				入場料金を徴収 する場合	その他	2,720	3,520
			営利目的	入場料金を徴収 しない場合	高校生等以下	6,800	8,800
			照明設備	入場料金を徴収 する場合	その他	780	1,020
			テニスコート	アマチュア スポーツ	入場料金を徴収 しない場合	高校生等以下	100
		入場料金を徴収 する場合			その他	310	400
		アマチュア スポーツ以外		入場料金を徴収 しない場合	高校生等以下	200	260
				入場料金を徴収 する場合	その他	620	800
		営利目的		入場料金を徴収 しない場合	高校生等以下	200	260
				入場料金を徴収 する場合	その他	620	800
		照明設備	入場料金を徴収 する場合	その他	400	520	
	照明設備	入場料金を徴収 する場合	その他	1,240	1,600		
	照明設備	入場料金を徴収 する場合	その他	3,100	4,000		
	照明設備	入場料金を徴収 する場合	その他	110	140		
照明設備	入場料金を徴収 する場合	その他	210	270			
照明設備	入場料金を徴収 する場合	その他	140	180			
照明設備	入場料金を徴収 する場合	その他	410	540			
照明設備	入場料金を徴収 する場合	その他	280	370			

鶴岡市朝日 スポーツセンター	個人 使用	体育館 アリーナ	中学生以下	1人1回	60	80
			高校生等		110	150
			その他		220	290
		体育レクリ エーション室	中学生以下		(R8.10.1~) 新設	80
			高校生等			150
			その他			290